

「高岡古城公園応援隊」協賛店事業実施要項

(趣旨)

第1条 この要綱は、高岡古城公園応援隊の活性化を図ることを目的に、市内の店舗等の協力のもとに一定のサービス等が受けられる「高岡古城公園応援隊」協賛店事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 店 舗 等 高岡市内の店舗又はその他の事業所等をいう。
- (2) 協 賛 店 高岡市長（隊長）が高岡古城公園応援隊グレードアップ隊員に対して優遇措置を実施する店舗等として認めた店舗等をいう。
- (3) 優 遇 措 置 協賛店が任意に定めた商品等の割引及びその他のサービスをいう。

(登録申請)

第3条 協賛店の登録を受けようとする事業所等は、「高岡古城公園応援隊」協賛店登録申請書を高岡市長に提出するものとする。

(登録基準)

第4条 高岡市長は、前条に規定する申請について、その内容が次の号に掲げる基準に適合していると認めるときは、協賛店として登録するものとする。

- (1) 明確な優遇措置が設けられていること。
- (2) 優遇措置は、高岡古城公園応援隊グレードアップ隊員が対象であること。

2 高岡市長は協賛店の登録に際し、「高岡古城公園応援隊」協賛店登録台帳に店舗等の名称、住所、優遇措置の内容等の必要事項を記録し管理するものとする。

(サポート証の交付)

第5条 高岡市長は、前条の規定により登録した店舗等に対し、サポート証を交付するものとする。

(協賛店の表示)

第6条 協賛店は、交付されたサポート証を店舗等の見やすい場所に掲示するものとする。

- 2 協賛店は、当該事業所のパンフレット、チラシ、ポスター、看板及びホームページ等に協賛店である旨を表示することができる。

(登録の変更)

第7条 協賛店は、優遇措置の内容、事業所名、住所等の登録内容を変更するときは、「高岡市古城公園応援隊」協賛店登録変更届書を高岡市長に提出するものとする。

(登録の廃止)

第8条 協賛店は、優遇措置の終了又は事業の廃止等により、登録を廃止したいときは、「高岡古城公園応援隊」協賛店登録廃止届書を高岡市長に提出するものとする。

(登録の取消し)

第9条 高岡市長は、協賛店が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 事業を廃止または休止したが、前条の規定による届け出がなされていないとき。
- (2) 登録基準を満たさないことが判明したとき。
- (3) そのほか協賛店として適当でないと認められるとき。

2 高岡市長は、前項に掲げる事項に該当する協賛店に対し、「高岡古城公園応援隊」協賛店登録取消書により通知するものとする。

3 登録を取り消された協賛店は、サポート証を破棄しなければいけない。

(遵守事項)

第10条 高岡古城公園応援隊グレードアップ隊員は、協賛店において優遇措置を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 協賛店の指示に従い、市が交付するグレードアップ隊員証を提示しなければならない。
- (2) 隊員証は他人へ貸与、譲渡してはならない。
- (3) 優遇措置に関して、協賛店に強要してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、協賛店に損害を与えた時の責任は隊員証の所有者本人が有する。

(公表)

第 11 条 高岡市長は、協賛店の店舗名、住所、優遇措置の内容、その他の事項についてホームページ、広報誌等により公表することができるものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和 8 年 4 月 17 日から施工する。